



大和田会計ニュース



インボイス制度の対応：その 2（免税事業者の場合）

インボイス制度の導入が、令和 5 年 10 月に始まると「取引先に対し、適格請求書の発行」を求めます。自らが、免税事業者のままでは、適格請求書発行事業者になれません。

そうすると、課税事業者側では、「仕入れ税額控除」ができず、消費税の納付税額が増え、利益が減少します。

（例：課税売上が税込 1,650 万円で、免税事業者よりの課税仕入が税込 880 万円のケースでは）

インボイス制度導入前の課税事業者	インボイス制度導入後の課税事業者
税抜売上－税抜仕入＝利益 1,500 万円－800 万円＝ <u>700 万円</u>	税抜売上－税抜仕入＝利益 1,500 万円－880 万円＝ <u>620 万円</u> ：80 万円の減益
受取消費税－支払消費税＝消費税納税額 150 万円－80 万円＝ <u>70 万円</u>	受取消費税－支払消費税＝消費税納税額 150 万円－0 万円＝ <u>150 万円</u> ：80 万円の消費税納税増額

※インボイス制度では、明らかに免税事業者との取引により影響を受けることになります。ゆえに免税事業者側では、「取引自体が敬遠される。値引き交渉を受ける。」ことが想定されます。

1. 免税事業者の対応は「売上の対象となるお客様が誰か」で変わります。

お客様は一般の消費者で「名入りの領収書」は発行しない	お客様は一般の消費者だが、時に「名入りの領収書」を発行する 例：飲食店やタクシー	お客様は課税事業者で、請求書や領収書の発行をする
免税事業者を継続する	課税事業者になることを検討する	課税事業者になることを検討する

2. 免税事業者（個人事業主）が課税事業者を選択した場合の影響

影響①：インボイス制度の経理処理の手間の増加	会計処理を外部委託しているなら支払経費の増額
影響②：消費税の納付税額が増える	課税売上税込 880 万円の大工事業者の場合 簡易課税制度（第 3 種）選択で消費税納付年額 24 万円
影響③：消費税の納税で、所得が減少すると所得税や住民税が減る	所得税率 10%の場合、住民税と合わせて 4 万 8 千円の減税効果：消費税差引き 19 万 2 千円の増

3. 免税事業者が課税事業者を選択しない場合の影響

取引先が事業者の場合、複数の得意先との価格交渉が必要になります。極論すると消費税の納税額をどちらが負担するかになります。仕入税額控除の経過措置規定もありますが、複雑な交渉です。

（文責 税理士 大和田利明）

事例①

国税庁を装う詐欺メール、SMSが届いた

お客様から、こんな連絡をいただきました。

「国税庁の名前で税金の納付を求めることや、差し押さえの執行を予告するショートメールが来て、リンク先もあるのですが、どうしましょう？」

冷静に考えれば、なぜ携帯の番号がわかるのかと疑問に思い、お客様にはリンク先にアクセスしないようお願いしました。

念のために国税庁のホームページをみると下記のような注意喚起がされていました。

令和4年7月21日
(令和4年8月18日更新)
(令和4年8月26日更新)
(令和4年9月29日更新)
国 税 庁

不審なショートメッセージやメールにご注意ください

現在、国税庁をかたるショートメッセージ及びメールから国税庁ホームページになりました偽のホームページへ誘導する事例が見つっています。

国税庁（国税局、税務署を含む）では、ショートメッセージによる案内を送信していません。

また、国税の納付を求める旨や、差し押さえの執行を予告する旨のショートメッセージやメールも送信していません。

不審なショートメッセージやメール、国税庁ホームページになりましたサイト（送信元やリンク先アドレスの表記を装っている場合もあります。）にアクセスすると、被害を受けるおそれがありますので、アクセスしないようご注意ください。

また、支払い等に応じることがないようにご注意ください。

事例②

パソコン操作中に突然警告音が鳴りだして、電話をするように表示される

お客様から聞いた事例です。パソコン操作をしていたら、突然警告音が鳴りだして動揺してしまい、表示された連絡先に電話をして、パソコンを遠隔操作され、コンビニで Amazon のギフトカードを買うように指示されました。コンビニ店員が詐欺だと気づき、払わず警察に連絡をしたそうです。

もし、詐欺警告がでてしまったら

- ・キーボードで[Ctrl]+[Alt]+[Delete] 同時押し ⇒タスクマネージャーを選んでいただき Microsoft Edge、Google Chrome、などをタスクの終了で終わらせ、ブラウザーを開き直して「復元」メッセージが出たら「×」を押します。

（詳細はネット検索で出てきます または 専門家にご相談ください）

